

芦屋市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定 に関するアンケート調査 ご協力をお願い

～貴事業所のご意見をお聞かせください！～

日頃より本市の廃棄物行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき令和4年3月に策定した「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」が中間目標年度を迎えることに加え、プラスチックの分別収集及び施設整備計画の方向性が概ね決まったこと等、諸条件の大きな変動に伴い、この間の社会情勢の変化等を踏まえた計画の見直しを行います。

つきましては、事業者の皆様の日頃のごみ減量の取り組みの状況、ごみの減量に関するご意見などをお聞きし、計画の見直しのための基礎資料としていきたいと考えております。

この調査票は市内の2,000事業所を抽出し送付させていただいています。調査は無記名で、すべて統計的に処理しますので、事業所は特定されません。今後の施策及び計画策定の他に使用することはなく、ご迷惑をおかけすることはございません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

なお、本調査につきましては、集計結果がまとまり次第、市のホームページ等で公表する予定です。

令和8年2月 芦屋市長 高島 峻輔

ご回答にあたってのお願い

1. 事業所のごみに関する考えをお聞きたいので、貴事業所でごみの取り扱いをご担当されている方がご回答ください。また、市内に複数事業所がある場合は、このアンケートが届いた事業所がご回答ください。
2. 「インターネット」での回答がかんたん・便利です。
(1) 右の2次元コードまたはアドレスから、ご回答いただけます。
(2) 回答には、IDが必要です。
(IDで回答者は特定されません。)
3. 「紙」（この調査票）での回答もできます。
(1) 回答は、選択肢に○をつけてお選びいただく場合と、数字や文章などをご記入いただく場合がございます。注意書きに従ってご回答ください。
(2) ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れて（切手を貼らずに）投函してください。
※「インターネット」で回答する場合は「この調査票」の返送は不要です。どちらか一方でご回答ください。
4. 回答は、3月16日（月）（消印有効）までをお願いいたします。
5. 現在の芦屋市一般廃棄物処理基本計画は芦屋市公式ホームページ(右の2次元コード)からご確認いただけます。



回答 ID

(<https://logoform.jp/form/pfd9/1386447>)



■お問い合わせ

芦屋市市民生活部
環境・経済室環境施設課

〒659-0032 芦屋市浜風町31番1号
電話：0797-32-5391 FAX：0797-22-1599
メール：kankyousyori@city.ashiya.lg.jp

事業所アンケート

問1 貴事業所についてお聞きします

1 貴事業所はどの業種に該当しますか。(当てはまる番号1つに○)

- | | | | | |
|--------------------|----------------------|-------------|--------------|--------|
| 1. 建設業 | 2. 製造業 | 3. 情報・通信業 | 4. 運輸業 | 5. 卸売業 |
| 6. コンビニエンスストア | 7. 総合小売業(総合スーパー、百貨店) | | | |
| 8. 食品小売業(食品スーパー含む) | 9. その他の小売業 | 10. 飲食店 | | |
| 11. 金融・保険業 | 12. 不動産業 | 13. ホテル・旅館業 | 14. 医療・保健衛生業 | |
| 15. 社会福祉・介護事業 | 16. 学校教育業 | | 17. 廃棄物処理業 | |
| 18. 官公庁 | 19. その他のサービス業 | | | |
| 20. その他() | | | | |

2 貴事業所は、家庭の住居と併設していますか。なお、入り口が別であっても、住居と事業所が廊下等で繋がっていれば併設としてください。(当てはまる番号1つに○)

- | | |
|---------|----------|
| 1. している | 2. していない |
|---------|----------|

3 貴事業所の形態は、次のどれに該当しますか。(当てはまる番号1つに○)

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1. 事務所・営業所 | 2. 店舗・食堂 | 3. 工場・作業所 |
| 4. 配送センター | 5. その他() | |

4 貴事業所の従業員(常用雇用者数及び長期のパート・アルバイトを含む。)は何人ですか。該当する番号にひとつだけ○をつけてください。(このアンケートが送られた事業所のみで、他の事業所を除きます。)

- | | | | | |
|-----------|-------------|-------------|-----------|-----------|
| 1. 4人以下 | 2. 5～9人 | 3. 10～19人 | 4. 20～29人 | 5. 30～49人 |
| 6. 50～99人 | 7. 100～199人 | 8. 200～299人 | 9. 300人以上 | |

5 貴事業所が入居する建物の所有形態をお答えください。(当てはまる番号1つに○)

- | | | |
|---------|---------|-----------|
| 1. 自社物件 | 2. 賃貸物件 | 3. その他() |
|---------|---------|-----------|

6 貴事業所の所在地はどちらですか。〔具体的な町名を記入してください〕

芦屋市

--

問2 ごみの処理責任についてお聞きします

ごみの処理に関する原則や考え方、方法などについて定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例では、事業者の責務について次のとおり規定しています。

1 自己処理責任

事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。

2 廃棄物の減量

再生利用等を行うことにより、廃棄物の減量に努めること。

3 製品開発・情報提供

製品等が廃棄物になった場合において、処理困難にならないように自己評価し、適正処理できる製品開発及び情報提供を行うこと。

4 施策等への協力

廃棄物の減量、適正処理の確保等に関して、国及び地方公共団体の施策に協力すること。

事業者は、ご自身で環境処理センターにごみを持ち込むか、芦屋市の一般廃棄物収集運搬許可業者（別添参照）と契約してごみ処理をしていただく必要があります。家庭ごみステーションを利用することはできません。

1 貴事業所は、上記に定められた事業者の自己処理責任や廃棄物の減量の責務などについてご存知でしたか。また、それぞれを実行されていますか。（当てはまる記号1つを記入）

項 目	(1)	(2)
	a. 知っている b. 知らなかった	a. 徹底している b. ある程度実行している c. 実行できていない d. わからない e. 該当しない
1. 自己処理責任		
2. 廃棄物の減量		
3. 製品開発・情報提供		
4. 施策等への協力		

2 前問で(2)の各項目いずれかで「b、c」に回答した方にお聞きします。その項目の番号とできていない理由を教えてください。(自由記述)

--

3 令和5年10月以降、事業系ごみについて中身の見える袋での排出にご協力いただいておりますが、これにより、貴事業所では分別の意識が高まったと感じますか。（当てはまる番号1つに○）

1. さらに意識が高まった	2. 意識するようになった
3. 以前から意識しているため変わらない	4. あまり意識しておらず変わらない

4 事業系ごみを減らすために、事業者としてどのようなことができると思いますか。（自由記述）

--

問3 事業系一般廃棄物の処分方法についてお聞きします

1 貴事業所は、事業所で発生する燃やすごみ（生ごみ等）をどのように出しておられますか。
（当てはまる番号1つに○）

- 貴事業所で芦屋市の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託している
- ビル等の管理会社等が芦屋市の一般廃棄物収集運搬許可業者に委託している
- 貴事業所自身で芦屋市環境処理センターに持ち込みしている
- 近くの家庭ごみステーションに出している
- 自宅等に持ち帰り、家庭ごみとして出している
- 燃やすごみが発生しない
- その他（)

※ 木製品を除く机・棚・椅子などの家具類、ロッカー、プラスチック、タイル、塩ビパイプ等のごみは産業廃棄物として適切な処理をお願いします。

2 前問で4又は5に回答した方にお聞きします。ごみステーションに出している理由を次から選択してください。(当てはまる番号全てに○)

1. ごみステーションに出してはいけないことを知らなかったから
2. 自宅に持ち帰って、家庭ごみとして出してはいけないことを知らなかったから
3. 従業員の昼食のごみであっても、上記(4・5)方法で出してはいけないことを知らなかったから
4. 少量であっても、上記(4・5)方法で出してはいけないことを知らなかったから
5. 自宅兼事業所で、家庭ごみと事業ごみの区別が困難で問題ないと思っていたから
6. その他()

3 芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者との契約状況をお聞きします。

(1) 貴事業所自身が、芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者と契約されていますか。
(当てはまる番号1つに○)

1. 契約している
2. 契約していない ((2)も回答ください)

(2) 前問で2に回答した方にお聞きします。貴事業所自身が、芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者と契約されていない理由を次から選択してください。(当てはまる番号全てに○)

1. 貴事業所自身で芦屋市環境処理センターに持ち込んでいるから
2. 入居しているテナントビル等が代表して契約しているから
3. ごみステーションにごみ出ししたり、家に持ち帰っているから
4. 芦屋市の一般廃棄物収集運搬許可業者がどの業者か知らないから
5. 少量のため契約するほどではないと思っているから
6. どれだけ金額がかかるか分からないから
7. 金額が高いから
8. その他()

● 古紙のごみ出しについて

段ボール・カタログ・パンフレット・書類・新聞紙・雑誌等のその他の古紙については、事業者が事業系一般廃棄物として出すことができるごみになります。

4 貴事業所の古紙の出し方について教えてください。(当てはまる番号1つに○)

1. 分別をして芦屋市一般廃棄物収集運搬許可業者が回収又は自身で環境処理センターに持ち込んでいる
2. 古紙は燃やすごみとして処理している
3. 納品業者が回収したり、古紙回収業者に引き渡している
4. 古紙がごみとして出ない
5. わからない
6. その他()

問4 市民からのごみの回収等に関してお聞きします

本市では、資源として利用できるごみは、分別して極力資源として再利用（リサイクル）することを推進しようとしています。ごみのリサイクルに関してお聞きします。

- 1 市民が、貴事業所に無料で持ち込み（回収）できる（されている）品目があれば教えてください。
（当てはまる番号全てに○）

1. アルミ缶	2. スチール缶	3. びん	4. ペットボトル
5. 段ボール	6. 雑誌・チラシ・雑誌等	7. 新聞紙	8. 紙パック
9. 白色トレイ	10. 携帯電話	11. 小型家電	12. ボタン電池
13. リチウムイオン電池 14. 廃食用油 15. その他（ ）			

- 2 次のものは、市民がごみとして出される場合を含め、本市では処理できないものになりますが、貴事業所が、市民から有料（事業として）で回収可能な廃棄物があれば教えてください。
（当てはまる番号全てに○）

1. 土・土砂	2. 石・ブロック	3. 建築廃材
4. ガソリン・廃油	5. 自動車部品	6. オートバイ
7. 特定家庭用機器廃棄物（テレビ等）	8. 中身の入ったカセットボンベ・スプレー缶	
9. その他（有害物質等）（ ）		

- 3 今後、上記問4-1、4-2でお尋ねした品目を回収する事業所を、市のホームページや配布しているハンドブック等に掲載することを検討しています。その場合、掲載を望まれますか。
（当てはまる番号1つに○）

1. 掲載を望む	2. 掲載しても問題はない
3. 掲載を希望しない	4. どちらでもない
5. その他（ ）	

【お願い】 本アンケートは無記名のため、ご協力いただける事業者様におかれましては、表紙に記載のお問合せ先（環境施設課）までお電話又はメールにてご連絡いただけますと幸いです。

問5 食品ロスについてお聞きします（飲食、食品を扱っている事業者のみ）

- 1 日頃、食品ロスは発生していますか。また、食品ロスがある場合、こういった種類の物が発生していますか。（当てはまる番号全てに○）

1. 製造・調理くず（残さ）	2. 試作品、検査品、サンプル
3. 消費・賞味期限切れや鮮度が落ちたことにより、製造・調理に利用できなくなった食材	
4. 消費・賞味期限切れや鮮度が落ちたことにより、販売できなくなった商品	
5. 規格外品	6. 食べ残し
7. 食品ロスは発生していない 8. その他（ ）	

- 2 貴事業所では、食品リサイクル（再生利用）の取組みをされていますか。また、取り組まれている場合、こういった取組内容を教えてください。（当てはまる番号全てに○）

1. 肥料化	2. 飼料化	3. メタン化	4. 油脂及び油脂製品化
5. エタノール化 6. その他（ ）			

3 てまえどりや食べきり運動等、食品ロス対策として取り組まれていることがあれば教えてください。（自由記述）

4 てまえどりや食べきり運動等、貴事業所が食品ロス対策として取り組まれていることを市が紹介したり、食べきり運動協力店のステッカー等を作成することについてお聞きます。

（当てはまる番号1つに○）

- | | |
|-------------|------------------|
| 1. 非常に興味がある | 2. どちらかといえば興味がある |
| 3. 特に興味はない | 4. どちらでもない |
| 5. その他（ ） | |

【お願い】本アンケートは無記名のため、ご協力いただける事業者様におかれましては、表紙に記載のお問合せ先（環境施設課）までお電話又はメールにてご連絡いただけますと幸いです。

問6 情報の取得についてお聞きます

本市では、別添の「事業系ごみハンドブック」を作成・配布しています。その他にも広報あしやや市のホームページを通じて、事業者のごみの排出についてご案内をしております。事業系ごみに関する情報の取得についてお聞きます。

1 事業系ごみハンドブックを見たことがありますか。（当てはまる番号1つに○）

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

2 事業系ごみに関する情報はどのように取得していますか。（当てはまる番号全てに○）

- | | | |
|----------------|-------------|-----------|
| 1. 事業系ごみハンドブック | 2. 市のホームページ | 3. 広報あしや |
| 4. 各団体・協会 | 5. 取得できていない | 6. その他（ ） |

3 今後、情報を得るために、上記以外にこういった手段やツールがあれば望ましいでしょうか。（自由記述）

問7 自由意見

本市のごみに関して、ご意見等がありましたら、ご自由にお書きください。（自由記述）

アンケートは以上で終了です。同封の封筒に入れポストに投函ください。
ご協力ありがとうございました。